



4月1日から 申請や届出、請求など 多くの手続きで押印が **不要**になります

にかほ市では、市民サービスの向上と業務の簡素化・効率化を図るため、4月1日から申請や届出、請求など多くの行政手続において、押印の義務付けを廃止します。具体的な手続きごとの押印義務の有無については、申請書等を提出する各部署へ直接問い合わせください。

また、対象となる手続きについては、市HPの一覧表でもご覧いただけます。

※手続きによっては、署名を求めるものや身分証明書などの提示を求める場合があります。

引き続き押印を求める手続きの一例

- ▶ 国の法令等により押印が義務付けられているもの（出生届、婚姻届、死亡届など）
- ▶ 契約書、協議書、覚書など、双方が記名押印し保管するもの
- ▶ 入札参加資格審査申請書、入札書
- ▶ その他、実印や登録印の押印を求め、印鑑証明書と照合するもの

押印を求めない手続きの一例

- ▶ 請求書、補助金交付申請書（実績報告書）、助成金申請書、手当支給申請書
 - ▶ 住民票、戸籍謄抄本、税務証明等交付申請書
 - ▶ 施設使用許可申請書（公民館、体育館、運動広場、老人憩いの家など）
- 〈基本的に署名を求めるもの〉
- ▶ 住民異動届（転入、転出、転居等）
 - ▶ 委任状、誓約書、宣誓書、同意書、第三者が作成する診断書、意見書など